様式第６号

令和８年11月13日

一般競争入札（条件付）設計図書等に関する回答書

工　事　名	債務負担行為工事　丹南発電所建設工事

回　　答　　事　　項

質問１

　資材・燃料等の価格高騰、労務費単価上昇分に対しての請負金への反映はしていただけますでしょうか。

回答１

　設計施工請負契約約款第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の規定に基づき、必要に応じて発注者・受注者間での協議のうえ、適切に対応するものとします。

質問２

　主任技術者又は監理技術者を本工事に専任（監理技術者については、監理技術者補佐を本工事に専任で配置する場合にはこの限りでない。）で配置（経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で配置できることとありますが、今回の工事は長期間となります。実際に施工が行われない期間、特に設計段階についても常駐の必要性はありますか。

　また、常駐義務を緩和していただけますでしょうか。

回答２

　特記仕様書第７条及び第８条の規定に基づき、設計期間中や資材の工場製作期間など、工事現場において作業等が行われていない期間については、発注者の承認を受けたうえで、現場代理人の常駐義務の緩和を認めるものとします。

質問３

　入札参加資格確認の提出ならびに合格である審査結果を受領した場合であっても入札書提出日までの期間において入札参加者は、いずれのオブリゲーションを負うことなく本件建設工事の入札を辞退することができる認識でよろしいしょうか。

回答３

　ご認識の通り、入札参加資格の確認結果通知後であっても入札書の提出前であれば、不利益な取扱いを受けることなく入札を辞退することができます。

質問４

①特記仕様書　第４章 施工条件 ＞ 第２条 施工条件の明示 ＞ １ 用地関係

　「建設地は、全て民地であるため用地取得に向けた協議を発注者にて行う予定である。」とあります。

　本工事の対象範囲は、所有者の特定から発注者にて行うという理解でよろしいでしょうか。また、完了しているのでしょうか。

②要求水準書　４ 要求水準 ＞ 4.1 本工事全般に関する要求事項 ＞ (6)工事用地と施設の配置

「工事対象施設の新たな施設については、工事用地内に配置することを基本とするが、工事用地外への配置や工事用地外へのアクセス道路設置などの提案の場合、土地の所有者との調整の一切については、受注者の費用と責任において行うものとする。なお、発注者は、受注者が行う土地の所有者との交渉について、可能な限り協力する」とあります。

現場に入る際、用地取得を含めて完了しているということでよろしいでしょうか。

回答４

①ご認識のとおり発注者にて行います。なお、建設地の所有者様の特定は完了しており、今後、用地取得に向けた協議を行う予定です。

②施工開始日までには、発注者の責任において、対象土地が施工可能な状態となるよう必要な手続きを進める計画です。なお、令和９年度当初より用地調査に着手し、段階的に手続きを進めてまいります。